

生活保護(返還)通知 これでは、返還額の確認ができない

生活保護停止決定通知書

生活保護法による保護を、次のとおり停止することに決定したので通知します。

1. 停止した保護の種類
医療扶助
2. 今回の停止の結果は以下のとおりです。

週及分支給額	121,367 円	小倉北福祉事務所で支給します。
週及分戻入額	264,196 円	小倉北福祉事務所へ返金してください。
自己負担額	250,226 円	医療、介護、施設事務費等でのあなたの負担額が増えます。
3. 停止する時期
自 令和元年 6月25日 ~ 至 令和 年 月 日
4. 理由
社会保障給付金の増加

小倉生健会に「生活保護停止決定通知書（上記通知書は一部編集）が届いたが、いくら返還すればいいのかわからない」との相談が寄せられました。
通知書には、週及分支給額、週及分戻入額、自己負担額としての金額は記されていますが、その内訳は全くありません。

生活保護を利用している方が、自力で生活を始める矢先に届いた返還額の通知書の金額が正しいのか、間違っているのかを、確認する術（すべ）がありません。保護課にたずねると「そんな書式はない」とのことですが、市の言い分に道理はなく、早急な改善が求められます。

生活保護 110番

生健会なども参加している社保協（北九州市社会保障推進協議会）等の主催で「生活保護 110番」が開催されました。
常時受付 ☎ : 562-3966



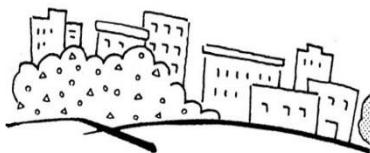
市営住宅の保証人が免除される場合

一定の要件に該当すれば、身元引受人や緊急連絡先を届け出ることによって連帯保証人の猶予や免除をすることができます。
猶予できる方は、単身世帯を含む満 65 歳以

上、または障害者で、2 親等以内の親族がいないか居所不明等、連帯保証人を依頼することが困難な方や DV 被害者、生活保護利用者で住宅扶助が代理納付の世帯です。

来年度からは、連帯保証人が廃止されます。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



えへふん 参議院選挙は終わったけれど やっぱり、「消費税 10%」とんでもないぞー！

消費税が導入される時、「小さく産んで大きく育てる」と批判されましたが、その通りになりました。
右の図、28 年前と税収は同じでも、負担割合は大企業・大金持ちが減り、国民負担が大幅に増えました。
○所得税：最高税率が 70% から 45% へ。大金持ちの税率が減りました。
○法人税：税率も減りましたが、大企業の多くは優遇税制などで、中小企業の税率 18% よりも低い実質 10% です。
○消費税は見てのとおり大幅増です。



KBC「羽鳥慎一モーニングショー」より

85 才の利用者に、住宅扶助費の「特別基準」が適用されました

一人住まいで 85 歳の A さんは、2 年前に入院し、医者から「2 階に住むのは無理」と言われ 1 階に引っ越し、家賃が 28000 円から 35000 円になりました。CW に相談しましたが「勝手に引っ越したからお金は出ない」と言われたと相談がありました。

生健会が CW に「国の特別基準は① 障害等により広い居室が必要② 生活状況から転居が困難な場合③ 住宅扶助基準の限度額の範囲では賃貸される実態がない場合は、北九州市の上限は 38000 円となっている」「家賃の過負担が最低生活費から支払われ、最低生活が脅かされている。特別基準を適用すべきだ」と言うと、CW は「特別基準は家を捜しても基準家賃内（29000 円）で、家が無い場合しか適用されない」と答えました。

後日、保護課から電話があり、①住宅扶助基準以内で引っ越しが可能であることを伝えたが、A さんは、歩行器を使用・介護ベッド・風呂の手すりの工事も済ませている。この場所に長く居住しているので、検討した結果、8 月 1 日付けで特別基準を適用することにしました」と連絡があり、大変、喜ばれました。

北九州市での特別基準の適用はわずか 60 件、川崎市では、1886 件、広島市も 305 件（2015 年）です。条件がある方は大いに申請しましょう。

エアコン購入費が出ました！ CW「自分で購入しろ」 生健会「国の方針に反する」

生活保護を利用している B さんは、3 月に自費で引っ越しをしました。引っ越し先にはエアコンが設置されていました。最近、暑くなったのでエアコンのスイッチを入れるとファンが回りませんでした。大家に言うと「自分で買って」と言われました。

B さんがケースワーカー（CW）に相談すると、CW からは「大家に言え。大家が設置しないなら自分で購入しろ」と言われ、途方に暮れて生健会に相談しました。

生健会が、CW に「『自分で購入しろ』と言ったのか、正式な決定か」とたずねると、CW は「いや違う。明日本庁に問い合わせてみる」と答えました。

生健会は CW に「是非そうして下さい。国の通知では、今回のような場合もエアコンの購入費を認めている。B さんはあなたから『ダメ』と言われたが、ダメな場合は、福岡県に不服審査請求をするので、却下決定書を出して」と言いました。

後日、B さんの所に CW から「購入費と設置費用を出す」と連絡があり、B さんから大変喜ばれました。